

事務所だより H23年9月号

今月も宜しくお願い致します。

安藤社会保険労務士事務所

ご挨拶

こんにちは。ようやく暑さもひと段落し、涼しい日も訪れるようになってきました。8月には数日ですが夏休みをとり、軽井沢界限に行ってきました。温泉三昧の生活、生でも美味しいとうもろこし、パイキング料理と体がすっかりなまってしまいました。

実はこのところ体を絞るためにスポーツクラブに通い、多少は効果が出ていたのですが、すっかり元に戻ってしまいました。(笑) 痩せるのは大変ですが、太るのは本当に簡単ですね。これからは、涼しくなるので朝の時間を有効に使いながら、体を絞りたいと思っていますところ。それでは今月もどうぞよろしくお願い致します。

安藤



扶養の認定範囲について

一般的に「扶養に入る」という言い方をしますが、一口に「扶養」と言っても「健康保険上の扶養」と「税法上の扶養」の2種類があります。それぞれ、どのように違うのでしょうか？

健康保険上の扶養

被扶養者の範囲

- ・主として被保険者によって生計を維持されていること。
- ・被保険者と3親等以内の親族で、父母、祖父母などの直系尊属、子、孫、配偶者、兄弟以外が被扶養者になるときは同居していること。

加入の健康保険組合によって異なる場合があります。



収入要件

被扶養者に収入がある場合には、以下の要件があります。

(1) 被保険者と同居の場合

・60歳未満の場合

扶養家族の年間収入が130万円未満で、かつ年収が被保険者の50%未満であること。

・60歳以上又は障害年金を受給している場合

扶養家族の年間収入が180万円未満で、かつ年収が被保険者の50%未満であること。

(2) 被保険者と別居の場合

(1)の、
・の130万円・180万円の年収額要件は同じで、かつ被保険者からの援助額(仕送り額)よりも少額であれば、被扶養者となります

税法上の扶養

扶養親族

扶養親族とは、その年の12月31日の現況で、次の四つの要件のすべてに当てはまる人です。

- (1) 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。)又は都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)や市町村長から養護を委託された老人であること。
- (2) 納税者と生計を一にしていること。
- (3) 年間の合計所得金額が38万円以下であること。**給与収入だけの場合、103万円以下の場合が対象になります。**
- (4) 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。

安藤社会保険労務士事務所

扶養の認定から外れるとき

健康保険上の扶養は、**60歳未満の場合**、ひと月当たりの収入が約108,300円(130万円÷12ヵ月)を**今後も継続して超える見込みがあった時点で**扶養から外れなければなりません。この130万円には通勤手当や賞与も含み、パートタイマーであっても条件は変わりません。年収の見込額ベースで判別します。

税法上の扶養はその年の12月31日の時点で103万円を超えていれば扶養から外れなければなりません。年収の確定額ベースで判別します。

扶養の認定要件には他にも細かなルールがあります。ご不明な点等ございましたらどうぞお問い合わせ下さい。

草場



年金法の改正

国民の高齢期における所得の一層の確保を支援するため、国民年金の2年の徴収時効を過ぎた一定期間に係る保険料を後納することを可能とする(将来の無年金・低年金の発生の防止)ほか、確定拠出年金について企業型年金加入者(従業員)が自ら掛金を拠出できる仕組みの導入、企業型年金加入者の資格を喪失する年齢の引上げ等の措置、厚生年金基金制度・国民年金基金制度及び確定給付企業年金制度の改善の措置等が、今回の改正で講じられました。

主な改正内容は以下のとおりです。

1. 国民年金法の一部改正

国民年金保険料の未納分を過去に遡って追納することのできる期間が、現行の2年から10年に延長されます。

本人の希望により保険料を納付することで、

その後の年金受給につなげることができるようにするためです(納付期間の延長は3年間の時限措置となっています)。

この改正により年金の受給に必要な25年に足りない人も、遡って保険料を納付することで老齢基礎年金を受給できるようになります。ただし、過去の保険料を納付するため、後納保険料には一定額が加算されます。

2. 確定拠出年金法の一部改正

確定拠出年金では、現行は60歳で加入資格を喪失することになっていましたが、規約において資格喪失年齢を65歳以下の年齢で定めることができるようになりました。

現在、企業には65歳までの継続雇用制度の導入が求められていることから、雇用状況に応じた柔軟な運営ができるようになるためです。

確定拠出年金の掛け金を従業員が自ら拠出(マッチング拠出)することが可能となりました。この金額には上限が定められています。拠出した額は所得控除の対象となります。

事業主による従業員への継続的投資教育の実施義務が明文化されました。自分なりに将来を見据えた老後の所得を確保するための自主努力を促していくこととなります。

平山

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町3-13-3

第2ヒロタビル4階

安藤社会保険労務士事務所

TEL03-6206-2320 FAX03-6206-2321

URL <http://www.ando-sr.jp/>

e-mail ando@ando-sr.jp

どうぞお気軽にお問い合わせ下さい

安藤社会保険労務士事務所